

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、工事部長として現場監督等の作業に従事していたが、平成〇年〇月〇日、森林組合から請け負った林道の草刈り作業をしていたところ、突然倒れ、C病院に救急搬送されたものの、搬送先の同病院で同日死亡が確認された。死亡診断書によると、直接死因：「内因性心臓死」、死因の種類：「病死及び自然死」と記載されている。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に対し遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

#### 第4 争 点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

#### 第5 審査資料

(略)

#### 第6 事実の認定及び判断

##### 1 当審査会的事実の認定

(略)

##### 2 当審査会の判断

(1) 被災者は、平成〇年〇月〇日付けD医師作成の意見書及び死亡診断書によると、同年〇月〇日に「内因性心臓死」（以下「本件疾病」という。）を発症して死亡したとされている。

(2) D医師の上記意見書及び同月〇日付けE消防長作成の搬送状況についての回答書によると、被災者は、作業中に胸が痛いと訴えた後に倒れて心肺停止状態となり、心肺蘇生を施行するも心静止状態で平成〇年〇月〇日午後〇時〇分死亡が確認されたものであり、F医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「急性冠症候群が疑われ、内因性心臓死と考えて矛盾しない。」と述べている。当審査会としても、被災者は、突然、急性心筋梗塞を発症し、死亡したとする同医師の意見は妥当であると判断する。

(3) ところで、虚血性心疾患等に係る業務起因性の判断については、厚生労働省労働基準局長が「脳血管疾患及び虚血性心疾患等(負傷に起因するものを除く。)の認定基準について」（平成13年12月12日付け基発第1063号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、認定基準に基づき、検討すると、次のとおりである。

##### ア 異常な出来事への遭遇

請求人によると、被災者は、発症日前日は休日であり、発症当日も、特に体調のことを訴えることなく出勤しており、特別なことは何もなかった旨述べている。この点、会社関係者も、被災者は、当日も現場責任者として写真撮影、各作業員への指示、草刈りなどの通常の業務に従事していた旨述べている。したがって、被災者が本件疾病の発症前24時間以内に発症原因とな

り得るような業務に関連する異常な出来事に遭遇したとは認められない。

イ 短期間の過重業務

被災者の発症前1週間（平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日まで）の勤務状況についても、決定書理由に説示するとおり、短期間の過重業務があったとは認められない。

ウ 長期間の過重業務

被災者の発症前1か月間及び発症前2か月間ないし6か月間の勤務状況を見ると、決定書理由に説示するとおり、長期間の過重労働があったとも認められない。

(4) 再審査請求代理人は、被災者は熱中症を発症していた可能性を主張するので、以下、検討する。

Aの発症当日午前〇時の気象データは、降水量〇mm、気温〇℃、風速〇m/秒、日照時間〇時間であり、当日の最高気温は午後〇時に〇℃であった。作業現場は標高〇mの林道であり、会社関係者によると、被災者の発症当日の作業は約〇時間〇分であり、この間〇回、〇分から〇分と〇分から〇分の休憩を取っており、作業開始時には雨がぱらつき、作業中特に暑いとは感じず、水分は各自で用意し、休憩時などに随時飲んでいと述べている。さらに、F医師は、上記意見書において、被災者の血液検査の結果から、血液濃縮の所見はみられず、発症前に熱中症を疑うような悪寒、頭痛、意識障害などもみられず、発汗は、急性に発病した疾病（ショック状態）によるものと考えられ、本件疾病に脱水や熱中症が関与したとはいえない旨述べている。

以上のことからみて、決定書理由に説示するとおり、被災者が熱中症にり患したとは認められない。

(5) 以上のように、被災者には、「異常な出来事への遭遇」、「短期間の過重業務」及び「長期間の過重業務」のいずれも認められず、熱中症にり患したとも認められないことから、当審査会としては、本件疾病の発症と業務との間に相当因果関係を認めることはできず、被災者の本件疾病の発症及び死亡は、業務上の事由によるものとは認められないものと判断する。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。